

2020年4月10日

(声明) 障害の有無にかかわらず、すべての子どもが大切にされる社会と教育の実現を  
～「相模原障害者施設殺傷事件」裁判の終結にあたって～

全日本教職員組合 障害児教育部

「相模原障害者施設殺傷事件」の裁判員裁判で、植松聖被告は、一審の死刑判決に対して控訴をおこなわず、3月31日午前0時をもって死刑が確定しました。

2016年7月26日に、津久井やまゆり園において、就寝中の障害者が襲われ、19人の利用者が殺害され、26人の利用者と職員が重軽傷を負いました。裁判の中で被告は、事件を起こした理由として、「障害者は不幸をつくることしかできない」「意思疎通できない人間は安楽死させるべき」という主張をくり返し、最後までその主張は変わりませんでした。裁判を通して被告がそのような考えをもつに至った背景を明らかにすることが求められましたが、裁判では被告の責任能力の有無が争点となり、事件の本質にせまれたとは言えない結果となりました。

大きな社会問題となった「旧優生保護法」による強制不妊手術に見られるように、障害者の存在を否定するような思想が社会にあり、私たちはそれを現代においても払しょくできずにいます。「優生思想」は被告特有のものではなく、現在の社会にも根深く残っているのではないのでしょうか。

現在の日本社会は、「生産性」「経済効率」優先の価値観が広がっています。政治においても、「障害者や高齢者に社会保障費がかかりすぎている」という姿勢が見え隠れし、政府が示す社会保障の政策の中でも「自助・互助」を推奨し、本人や家族に「自己責任」を押しつけ、公費負担を減らすための方針が次々に打ち出されています。

教育の場では、国が求める「資質・能力」の育成を改訂学習指導要領で規定し、国の役に立つ人材づくりがすすめられようとしています。障害児教育においても「できる」「できない」で子どもを評価する傾向が強まっています。作業所などへの福祉的就労よりも企業就労の方が高く評価され、企業就労率を上げるための一面的な職業教育が推進されています。また、特別支援学校の教室不足が進み、小中学校や高等学校ではありえないような劣悪な環境になっているにもかかわらず、十分な手立ては取られないままです。こうした政治や社会のあり方、教育のあり方が、この事件の背景に深く関わっていると考えられないのでしょうか。

この事件以降、障害のある子どもたちやその家族は、自分たちも被害にあうのではないかと恐怖を感じています。被告一人の責任を裁いて終わりにすることはできません。事件の背景にあるものを解き明かし、私たち一人一人が、差別や偏見、「優生思想」と向き合うことが必要ではないのでしょうか。

私たちは、日本国憲法に保障された基本的人権が尊重される社会、すべての子どもが大切にされる教育の実現をめざしています。裁判は終わっても事件を風化させず、政治や社会のあり方、教育のあり方を問い続けていくことを、すべての人に呼びかけます。